

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（案）への意見

全国手をつなぐ育成会連合会
久保 厚子

中間検証報告書（案）の本文の修正については委員長に一任しますが、本報告書を踏まえ、国が今後の対応を行っていくに当たっては、以下の点について留意が必要と考えますので、意見を提出します。

1. 【今後の対応】イ （5 ページ）

「ガイドラインについて福祉関係者の各種養成研修のカリキュラムに盛り込む」と言った抽象的な表現となっていますが、相談支援専門員研修などの個別の研修において、具体的に対応がなされる必要があります。

2. (2) 適切な後見人の選任・交代の推進の【基本的な考え方】（6 ページ）

一番目のポツでは、知的障害者の場合は、安易にこの運用としてしまうと親が後見人になるケースが増えると思われれます。

そのため、特に親族の年齢等も考慮して選任の適否を検討することが必要と考えます。

3. (2) 適切な後見人の選任・交代の推進の【今後の対応】（8 ページ）

新しい報酬を検討するに際しては、少なくとも低所得者については、現行の報酬水準を上回る事のないよう留意すべきと考えます。

4. (2) 適切な後見人の選任・交代の推進の【今後の対応】（8 ページ）

将来的には、成年後見制度の報酬は、個別給付化についても検討する必要があると考えます。

5. (4) 任意後見・補助・補佐の利用促進の【今後の対応】（10 ページ）

とりわけ知的障害者の場合には、補助・保佐類型の活用を推進する必要があると考えます。

6. 3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和の【今後の対応】（17 ページ）

とりわけ、収入が年金のみのような低所得者については、後見制度支援預金の活用が望まれることに留意しつつ、導入を進めていくべきと考えます。

7. 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策の(2) 成年後見人等の権利制限の措置の見直し【今後の対応】(19 ページ)

法令上の権利制限措置見直しだけでなく、試験設問表記の平易化など実質的な機会均等を推進する必要があると考えます。

以上